

# 介護保険サービス 住宅改修・福祉用具購入の支払方法について

## 1. 在宅サービスのうち生活環境を整えるサービスについて

「住宅改修」・・・手すりの取り付けや段差解消などの工事ができます。

「福祉用具購入」・・・腰掛便座や入浴補助用具等の購入ができます。

## 2. 支払方法について・・・下記の2種類から選ぶことができます。

### 償還払い

被保険者はいったん費用の全額を事業者へ支払い、市は申請を受け介護保険給付分（費用の7～9割）を被保険者へ支払います。

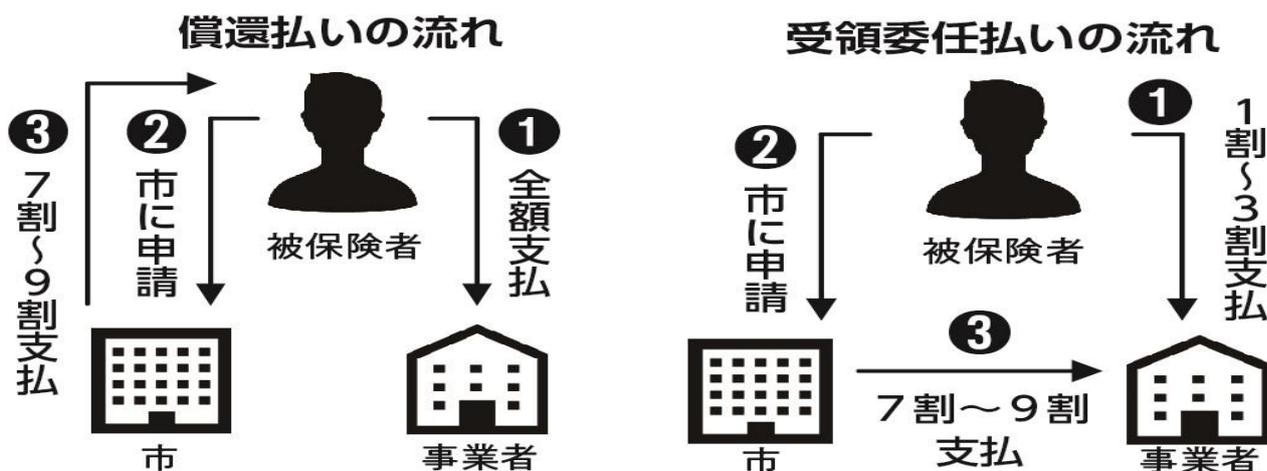
### 受領委任払い

被保険者は利用者負担分（費用の1～3割）を事業者へ支払い、市は残りの介護保険給付分（費用の7割～9割）を事業者へ直接支払います。

ただし、受領委任払いの利用には、次の要件全てに該当している必要があります。

- 要介護認定申請中または入院中ではない
- いったん費用の全額を支払うことが困難である
- 介護保険料の未納がない
- 事業者の同意がある

\* 住宅改修・福祉用具購入とも、ケアマネジャー等による申請手続きが必要です。  
支払方法についてもケアマネジャー等へ御相談ください。



担当 高齢福祉課 介護認定給付担当  
電話 22-5111内線3905